

「出来高部分払方式」 平成 13～15 年度試行工事 フォローアップ結果【概要】

<平成 16 年 3 月末までに工期を迎えた工事のアンケート分析結果>

平成 16 年 3 月末までに工期を迎えた工事 …… 85 件
(前回とりまとめた 18 件は、平成 15 年 3 月末までに工期を迎えた工事)

平成 13～15 年度試行工事概要

平成 13～15 年度試行工事は 116 件(H13:4 件、H14:56 件、H15:56 件、その他、H12 年実施済 2 件)。
この 116 件のうち、平成 16 年 3 月末までに工期を迎えたものは 85 件。

試行工事の内訳をみると、道路関係が 77 件、河川・砂防関係が 32 件、その他(海岸等) 7 件であり、道路新設・改築、河川改修等が多い。

工期は、12 ヶ月超が 26% (30 件)、6 ヶ月超 12 ヶ月以下が 57%(66 件)、6 ヶ月以下が 17%(20 件)である。

3 月末までに工期を迎えた 85 件についてみると、12 ヶ月超が 14%(12 件)、6 ヶ月超 12 ヶ月以下が 62%(53 件)、6 ヶ月以下が 24%(20 件)で、工期 12 ヶ月以下のものが多い。また、大規模な工事は 17% (14 件) と少ない。部分払の実施回数は、3 回以上が 20% (17 件)、2 回が 35% (30 件)、1 回が 45% (38 件)であった。

以下の ~ は、すべて平成 16 年 3 月末までに工期を迎えた工事 (85 件) について集計した結果を取りまとめたものである。

工期の長い工事や部分払回数の多い工事の割合が少ないため、結果の評価の取扱いには注意を要する。

「*」は、今回新たに得られた意見を示す。

アンケート結果から得られた主な効果

1. 「より双務性の高い設計変更」

- 発注者側 19%、請負者側 25%が、設計変更協議を随時実施することにより設計変更に関するリスクを回避できるようになったと回答した。
- このうち、設計変更協議回数が従来より増えた場合でみると、最終段階の設計変更に関するリスク回避ができたという意見は、特に請負者側で 42% と多く得られた。

【具体的な意見】 (:発注者側 :請負者側)

- 「思い込みや勘違いが少なくなりややリスク回避ができた」(監督員、現場代理人)
- 「工種の多い工事では、発注者と請負者間の見込み違いが多少緩和されるように思う」(監督員)*
- 「その都度協議を行うことにより最終段階での協議が少なくスムーズになったと感じる」(現場代理人)
- 「これまで、時間的に余裕がない場合等、発注者任せになり協議しないことがあったが、このようなことが少なくなる」(現場代理人)*

- 設計変更協議において、協議内容の充実が図られたという回答が発注者側 13%、請負者側 44%、以前と変わらないという回答が発注者側 72%、請負者側 47%、図られなくなったという回答が発注者側 3%、請負者側 1%であった。
- このうち、設計変更協議回数が従来より増えた場合でみると、受発注者間での協議内容の充実が図れたという意見は、特に請負者側で 71%と多く得られた。

【具体的な意見】（：発注者側　：請負者側）

「まとめて変更協議を実施していたものが、分割しての協議になるため、ひとつの案件にかかる時間が増え、協議内容の充実が図れる傾向にあった」(監督員)

「短い間隔で協議が行われることにより、現場代理人、監督員、積算担当者の3者間の意思疎通が図られた」(積算担当者、現場代理人)*

「指示が早く明確になったことで、機械・資材の手配が早くなり工程の見通しが付けやすくなった」(現場代理人)

「新工種等追加工事内容が、金額等の扱いを含めて明確になった」(現場代理人)*

2. 「受発注者のコスト意識の向上」

- 発注者側 27%、請負者側 51%が、出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程で工種毎などのコスト意識が向上すると感じている。
- このうち、部分払実施回数が2回以上の場合でみると、請負者側においては、コスト意識が向上すると感じるという回答が 56%と多く得られた。

【具体的な意見】（：発注者側　：請負者側）

「その都度設計変更することで、曖昧な部分が少なくなりコスト意識が向上する」(検査官)*

「施工の区切り毎に部分払を行うことで、工事進捗の遅れに対する意識が高まった」(積算担当者)*

「工種毎に出来高に応じたコストが確認できコスト意識が向上したと感じる」(現場代理人)

「出来高と実コストとの差を把握することで、一層最終コストを意識するようになった」(経理担当者(請負者))*

3. 「経済効果の早期発現」

- 下請への支払形態について、従来から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた、元請 46%、下請 32%を対象に分析すると、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったとの回答は、元請 34%、下請 16%から得られた。

【具体的な意見】

「下請への支払を現金払にした」(下請)

「手形の期間を短縮(120日→90日)した」(現場代理人、下請)

「現金の割合(50%→100%)を増やした」(現場代理人)*

「本方式は、効果が下請まで届く方式だと思うので、全工事に適用されれば良い」(下請)*

元請 30%、下請 11%が、支払請求から支払までの間隔が短縮されたと思うと回答した。

【具体的な意見】

「下請業者及び資材納入業者からの請求後に、以前より期間をおかずに支払ができた」(経理担当者(請負者))

「出来高精算することにより、銀行への借入れが発生しなくなり資金繰りが楽になった」(経営者)*

「定期的な毎月払により労務、機械、資材の調達がスムーズになった」(下請)

「元請からの支払が早くなった分、二次下請会社への支払が早くなった」(下請)*

4. 「受注者の財務状況の改善」

- **元請 44%、下請 29%**が、本方式により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなり財務状況の改善の効果があると感じている。
- **元請 60%、下請 66%**が、仮に、ほとんどの現場で、短い間隔で支払が実施されれば会社の経営は楽になると思うと回答しており、本方式が広く普及することによる財務状況改善への期待感がうかがえる。

【具体的な意見】

「工事代金の立替が少なくなり資金運用が楽になると思う」(経理担当者(請負者)、経営者)

「借入金がなくなり出来高に応じた労務、資材の調達がしやすくなった」(下請)

「元請から現金で受け取ることのでき、二次下請に現金で速やかに支払うことで信用不安がなくなる」(下請)*

「借入金、支払利息が減少し、経営が安定した」(経理担当者(請負者)、経営者、下請)*

5. 「工事の品質の向上」

- **発注者側 54%、請負者側 57%**が、工事の品質が向上する傾向にあると回答した。
- このうち、部分払実施回数が 2 回以上の場合でみると、品質の向上に効果が得られたという回答が、**発注者側 61%、請負者側 60%**と多く得られた。
- 発注者側のうち、**監督員 43%、検査官 64%**が工事の品質が向上する傾向にあると回答し、特に、客観的に品質を検査する検査官で多く得られた。

【具体的な意見】

「施工途中で品質を確認することにより、よりよい品質を目指し、施工方法等を改善できる」(監督員)

「これまでなら検査できなかった不可視部分も検査可能になる場合があるため、品質等に対する緊張感が、より高まると考えられる」(検査官)*

「既済部分検査時の指摘はその後の施工において是正され、最終的には品質及び出来ばえの向上が期待できる」(検査官、現場代理人)*

「回数を重ねることにより現場管理、書類の質があがった」(現場代理人)

「従来より多くの検査を段階的に行うことで、出来形、品質により一層の向上意識が働く(検査指摘事項が完成時の指摘では遅すぎるから)」(現場代理人)*

6. 「受発注者の技術力の向上」

発注者側 32%、請負者側 45%が、受発注者の技術力が向上する傾向にあると回答した。

【具体的な意見】

「数回の検査を受けることによって、検査官・発注者・請負者3者のディスカッションの場が増え、相互の技術向上につながる」(検査官)

「出張所・現場・事務担当まで工事に携わるあらゆる人が、工程やコストなど様々な総合的な技術に対して意識を持つようになったと思う」(積算担当者)*

「多くの検査を受検することにより指導され、技術が向上する」(現場代理人)

アンケート結果から得られた主な課題

1. 「試行工事の対象範囲」

- 効果があるという意見が多い工事は、**工種・工区等の区切りが明確なもの、工期が長いもの、構造変更要素の少ないもの**で例えばトンネル工事や舗装工事等という意見であった。
- 効果があまりない(発現しにくい)という意見が多い工事は、**工期が短いもの、工事金額が小さいものや、大幅な設計変更のある工事(概算発注工事等)**等という意見であった。

2. 「部分払の頻度」

- 部分払の頻度は、発注者側では**工種・工区の区切りが良いとする意見が52%、3ヶ月に1回とするが22%**であった。
- 部分払の頻度は、請負者側では**工種・工区の区切りが良いとする意見が49%、3ヶ月に1回とするが25%**であった。

【具体的な意見】 (:発注者側 :請負者側)

(工種・工区の区切り) 「出来高の算定が容易」(監督員、現場代理人)
(3ヶ月に1回) 「1年以内の工期から判断して適切」(積算担当者、現場代理人)

3. 「単価合意」

- 単価合意については、**発注者側58%、請負者側98%が行った方が良い**と感じている。
- このうち、単価合意を行った工事9%(8件)でみると、単価合意について、**発注者側46%、請負者側100%が行った方が良い**と感じている。

【具体的な意見】

「単価協議で各工種の単価が把握できたため、数量の変更に伴う金額の増減が確認・把握できた」(現場代理人)*

4. 「前払金」

本方式で必要な前払金について、請負者は、**40%程度必要だとする意見が44%、30%程度以下を選択した意見が43%**であった。

【具体的な意見】

「それぞれの工事にあった前払金というものがあると思われるが、本方式ならば問題ないと思われる」(現場代理人)*
「前払金が40%程度であれば、残りの60%は出来高に応じて部分払が行われるので、理想的なものと思われる」(経理担当者(請負者))
「部分払の回数及び工期を考慮したほうが良く、部分払回数が多ければ、前払金は少なくとも良い」(現場代理人)

5. 「部分払の対象範囲」

工種によっては、出来高の取扱について各試行工事で協議し、適宜判断したものがあつた。

6. 「設計変更協議」

設計変更協議資料の作成では、**以前と変わらないという回答が発注者側66%、請負者側65%、以前より大変になったという回答が発注者側18%、請負者側18%**であった。

【具体的な意見】 (:発注者側 :請負者側)

「短い間隔で設計変更協議を行うことにより、業務の分散ができた」(監督員)*
「早めの指示のため、早めに資料作成ができた」(現場代理人)
「契約変更時に作成していた資料をその都度作成するだけであり、変わらない」(監督員)*
「概算発注の場合、構造検討および協議の後に変更協議となるため、時間を要した」(監督員)

7. 「下請への支払指導」

- 下請への支払形態について、従来から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた、元請 46%、下請 32%を対象に分析すると、**毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったとの回答は、元請 34%、下請 16%**から得られた。
- 社内規定などから 90 日超の手形で支払うなど、出来高部分払試行実施要領どおり試行されていないケースが多く見受けられることから、今後、徹底が必要である。
- 実施要領に基づく**現金払の指導効果があがっているという回答が、発注者側 20%、請負者側 46%**であった。

【具体的な意見】（：発注者側　：請負者側）

- 「手形3割、現金7割から現金10割に変更」（監督員）
- 「支払方法を変更するには時間が必要である」（現場代理人）
- 「1次下請から2次下請への支払は、すべて現金払になっているので効果はあがっている」（現場代理人）*
- 「効果をあげるには、本方式を十分理解し、元請・下請共に全社挙げて取り組むことが必要」（下請）*

8. 「出来高報告及び確認作業」

- 出来高報告及び確認作業量については、**出来高確認資料の作成及び確認の作業量が増加したという回答が発注者側 61%、請負者側 61%**であり、**変わらないという回答が発注者側 33%、請負者側 36%**であった。
- このうち、部分払実施回数が2回以上の場合でみると、作業量が増加したという意見が、**発注者側 65%、請負者側 64%**と、やや多くなっている。

【具体的な意見】（：発注者側　：請負者側）

- 「出来高確認作業が工事進捗を考慮しない定期的な時期に実施されたため、作業が輻輳した」（積算担当者）
- 「その都度設計変更を行ったため、最終変更の項目が少なくて済んだ」（積算担当者）*
- 「既済部分検査を主任監督員が行えるような制度にできれば良いと思う」（監督員）*
- 「途中段階での出来高図面など、部分払用の資料作成が負担となった」（現場代理人、下請）

9. 「既済部分検査の作業量」

- 既済部分検査・受検の作業量については、検査回数の増加や受検準備作業の増加など**作業量が増加したという回答が発注者側 54%、請負者側 59%**であり、**変わらないという回答が発注者側 31%、請負者側 38%**であった。
- このうち、部分払実施回数が2回以上の場合でみると、作業量が増加したという意見が、**発注者側 62%、請負者側 62%**と多くなっており、検査の回数、移動時間の増加等が要因とみられる。

【具体的な意見】（：発注者側　：請負者側）

- 「検査回数・検査移動時間の増加」（検査官）
- 「従来と比べて完成検査は楽であったため（トータルで見て）作業量増は0%」（現場代理人）

10. 「支払事務の作業量」

- 支払事務の作業量については、**増加したという回答が発注者側 76%、請負者側 32%**であり、**発注者側 0.5~2時間/1回、請負者側 0.5~4時間/1回**との回答が多かった。一方、**変わらない、あまり負担に感じないという回答が発注者側 19%、請負者側 58%**であった。
- このうち、部分払を2回以上実施した場合でみると、**請負者側では、作業量が増加したという意見 28%**と少なくなっており、回数を経ることにより影響が少なくなる傾向がみられる。

【具体的な意見】

- 「常に出来高を意識するようになり、提出される書類の正確さも増した。また、支払時期に気配りするようになった」（経理担当者（発注者））

平成 15 年度に対応した改善点 ・ 今後に向けての改善案

既済部分検査に対する作業負担が多いとの意見に対応し、検査方法や検査内容の効率化を図ることが必要。
品質確認項目の絞り込み等を行い検査の効率化を図った「**既済部分検査技術基準(案)**」を策定した(平成 16 年 3 月 30 日通達)。

出来高の対象・取扱をできる限り明確にし、取扱についての効率化を図ることが必要である。

出来高の取扱について、平成 16 年度に方法案をとりまとめる予定。

出来高確認報告書の資料については、**日常管理で作成する資料の有効活用**を推進する(請負者が検査官への印象を懸念し、資料の体裁を重視してしまうことがある)。

平成 15 年度に引続き、今後も周知徹底を図る。

出来高の確認・算定が容易な方法を立案する(マイルストーン方式の採用等)。

平成 16 年度に海外事例の調査・分析を行う予定。

支払事務の効率化を検討する。

引続き、検討を実施する。